

## 「Webサイト」の広告掲載に関する要項

### (目的)

**第1条** この要項は、一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下、厚生会という。）が運営する兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト（以下、Webサイトという。）への広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告の募集方法)

**第2条** 広告の募集は、原則として厚生会と契約を締結している指定施設・指定店（以下、広告主という。）に対して厚生会と広告掲載業務委託契約を締結した広告代理店（以下、「委託広告代理店」という。）が行うものとする。

- 2 前項の委託広告代理店が、要項に基づいて募集するものとする。
- 3 広告主から厚生会に直接、広告掲載の依頼があった場合も第1項に基づいて対応するものとする。
- 4 第1項以外の事業者等が広告掲載を希望する場合、広告の取扱いに関する必要な事項は、厚生会が別に定める。

### (広告の規格)

**第3条** 広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) サイズ 縦36×横170 (pixels)
- (2) 容量 30kb以内
- (3) ファイル形式 jpg及びgif（静止画像とする。）
- (4) 掲載枠数 縦2×横5の10枠
- (5) 掲載場所 Webサイトトップページの所定の位置

### (広告掲載料)

**第4条** 広告掲載料及び原稿作成料は次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載料 3,000円（税抜）／月
- (2) 原稿作成料 5,000円（税抜）

### (広告原稿の作成及び提出)

**第5条** 広告主は原則として広告掲載開始月の前々月末までに、委託広告代理店を通じて原稿を提出しなければならない。

- (1) バナー広告の原稿作成を委託広告代理店に委託する場合は、第4条第1号及び第4条第2号の費用を負担する。
- (2) 既に第3条に準拠したバナー広告の原稿（完全版下、デジタルデータ）が、ある場合は第4条第1号の広告掲載料を負担する。

### (広告の掲載期間)

**第6条** 広告を掲載する期間は、月初から月末までの1ヶ月単位とし原則6ヶ月とする。

- 2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が休日の場合は以下の通りとする。

- (1) 開始日が休日の時 : 休日の翌営業日から掲載
- (2) 終了日が休日の時 : 休日の前営業日まで掲載

**(広告掲載の決定)**

**第7条** 厚生会は、委託広告代理店から広告原稿を確認し、決裁によって掲載を決定するものとする。

**(広告掲載の取消し)**

**第8条** 厚生会は、以下に該当する場合には、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 厚生会が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
  - (2) 厚生会が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
  - (3) 厚生会が広告主に対する修正依頼をした後も、これに応じなかったとき。
  - (4) 広告主又はその関係者が法令に違反したとき。
  - (5) 広告主又はその関係者が厚生会及び関連団体の信用を傷つけたとき又はそのおそれがあるとき。
  - (6) 広告主の廃業・倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合も、納付済みの広告掲載料等は返還しない。

**(広告掲載の取り下げ)**

**第9条** 広告主は自己の都合により、Webサイトへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は委託広告代理店を通じて厚生会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合も、納付済みの広告掲載料等は返還しない。

**(広告内容及びリンク先の変更)**

**第10条** 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合、あるいは厚生会から修正を求められた場合は、修正原稿を変更しようとする月の前々月末までに、委託広告代理店を通じて厚生会に提出するものとする。

**(免責事項)**

**第11条** 厚生会が以下の理由でWebサイトの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力が発生した場合。
- (2) サーバー・インターネット回線等システム上の不具合。
- (3) 機器等の緊急メンテナンスを行う場合。

**(広告主の責務)**

**第12条** 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において

解決しなければならない。

**(広告の掲載基準)**

**第13条** Webサイトへの広告掲載は、広告主と厚生会が結んでいる契約等に対する周知を目的とするものを原則とする。

2 掲載する広告内容は、前項のほか会員に不利益を与えないものとし、次の各号に該当しないものとする。なお、広告掲載期間中に以下に該当するにいたった場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 求人広告又は求人広告に類するもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (10) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (13) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 前各号に掲げるものの他、掲載する広告として妥当でないと厚生会が認めるもの

**(守秘義務)**

**第14条** 厚生会および広告主は、広告掲載あるいは本契約に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

**(協議)**

**第15条** この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、厚生会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

**(裁判管轄)**

**第16条** この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、神戸方裁判所に提訴するものとする。

**(補則)**

**第17条** この要項に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、厚生会が別に定める。

**附 則**

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。